

令和8年3月26日

「未利用口座管理手数料」の導入について

水戸信用金庫(理事長 飯村 次男)は、2年以上ご利用のない預金口座(以下、「未利用口座」という)を対象とし、「未利用口座管理手数料」の導入および対象となる口座の残高が、未利用口座管理手数料に満たない場合の自動解約の取り扱いを導入させていただきますので、下記のとおりお知らせいたします。

不正や犯罪に利用されやすい未利用口座の削減に取り組むことにより、未利用口座にかかる犯罪被害を未然に防止する観点から導入するものであり、本取り組みを通じて、未利用口座をお持ちのお客様に、改めて、口座利用の再開、さらには今後の恒常的なご利用をお願いするものです。

また、口座管理にかかる最低限のコストの一部をご負担いただくことにより、今後のサービスの維持・向上を図ってまいりますので、何卒、ご理解を賜りますようよろしくお願い致します。

記

制度開始日	令和8年4月1日
預金種類	普通預金口座(総合口座を含む)
対象口座	制度開始日以降、最後のお預入れまたは払戻し(該当普通預金の通帳記帳、利息付与、本件手数料の引落しは除きます。)から2年以上、お預入れまたは払戻しがない口座を対象とします(制度開始日前の期間は含めません)。 <u>ただし、以下の場合は適用対象外といたします(同一店舗内での取引)。</u> ①対象口座の残高が10,000円以上ある場合 ②定期性預金、投資信託、国債、出資のお取引がある場合 ③お借入れがある場合(当座貸越、CL契約有残高なし含む) ④その他当金庫が定める所定の場合
取扱内容	・対象のお客さまへ、お届けのご住所に文書にてご案内いたします。 ・送付した「ご案内」が延着または到達しなかった場合でも通常到着すべき時に到達したものといたします。 ・ご案内後、一定期間(約3か月)経過後もお取引がない場合に、当該口座から本件手数料を引落しさせていただきます。 ・口座残高が本件手数料に満たない場合、残高を同手数料の一部に充当させていただきます。その際に通知書や領収書は発行されません。 ・本件手数料のご返金および解約口座の再利用はできません。
手数料	年間 1,320円(税込)

以上